

追加議案一覧表

(令和元年9月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 80 号	湖西市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
議案第 81 号	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について

議案第 80 号

湖西市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和元年 10 月 2 日提出

湖西市議会議長 加 藤 弘 己 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 馬 場 衛

(別紙)

湖西市議会規則第 号

湖西市議会会議規則の一部を改正する規則

湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「を終つた」を「が終わつた」に改め、同条第 2 項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第 27 条中「（選挙の宣告）」を削る。

第 28 条第 1 項中「確めなければならない」を「確かめなければならない」に改める。

第 30 条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第 31 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第 37 条第 1 項中「（請願の委員会付託）」を削る。

第 40 条及び第 42 条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第 44 条第 2 項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改め、「（付託事件を議題とする時期）」を削る。

第 51 条第 4 項中「又は」を削り、「当つても」を「当たつても」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第 51 条の 2 第 1 項中「終つた」を「終わつた」に改める。

第 53 条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わ

る」に改める。

第 54 条第 1 項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第 3 項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第 55 条中「こえる」を「超える」に改める。

第 58 条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第 59 条第 1 項中「終つた」を「終わつた」に改める。

第 61 条に次の 1 項を加える。

- 3 一般質問は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式のいずれかによるものとする。

第 63 条中「質疑の回数」を「一括質問一括答弁方式による場合に限る。」に改め、「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第 73 条中「(議場の出入口閉鎖)」、「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」、「(投票)」、「(投票の終了)」、「(開票及び投票の効力)」、「(選挙結果の報告)」及び「(選挙関係書類の保存)」を削る。

第 107 条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第 113 条第 1 項中「又は」を「、又は」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 114 条第 1 項中「聞く」を「聴く」に改める。

第 117 条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第 118 条第 1 項中「終つた」を「終わつた」に改める。

第 130 条中「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」、「(投票)」、「(投票の終了)」、「(開票及び投票の効力)」及び「(選挙結果の報告)」を削る。

第 144 条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第 155 条第 2 項ただし書中「（秘密の保持）」を削る。

第 156 条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第 158 条中「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備
事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の
延長に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和元年 10 月 2 日提出

湖西市議会議長 加 藤 弘 己 様

湖西市議会総務経済委員長 吉 田 建 二

(別紙)

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

東海地震及び東南海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震及び東南海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日提出

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 宛
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
消防庁長官
林野庁長官
水産庁長官

静岡県湖西市議会